

令和4年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年9月1日午前8時58分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事 務 局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
---------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	住民課副課長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	芝 健 治
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建設課副課長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希
監 査 委 員	山 本 哲 也		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 2 号 令和 3 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出
決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算
認定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入
歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 令和 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入
歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定
について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出
決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決
算認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 令和 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定
について
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決
算認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 令和 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認

		定について
日程第 1 5	議案第 6 3 号	令和 3 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
日程第 1 6	報告第 1 4 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 3 年度健全化判断比率の報告について
日程第 1 7	報告第 1 5 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
日程第 1 8	報告第 1 6 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
日程第 1 9	報告第 1 7 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
日程第 2 0	報告第 1 8 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 3 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第 2 1	議案第 6 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	議案第 6 5 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	議案第 6 6 号	上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	議案第 6 7 号	上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例
日程第 2 5	議案第 6 8 号	令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 6 9 号	令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	議案第 7 0 号	令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
日程第 2 8	議案第 7 1 号	令和 4 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）

△開 会 午前 8 時 5 8 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。栗田議員からは遅刻届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 3 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に先立ちまして、5 月 1 日から 10 月末までのクールビズ期間において、上富田町議会では会議でのノーネクタイまたは町のポロシャツ着用を許可してございます。本定例会においても実施させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議長判断により、会議中、暑いときは上着をお取りいただきよいことにしております。執行部も同様といたします。暑い方は上着をお取りください。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、田辺保健所管内においても感染者数が高止まりの状態にあります。議会でも可能な範囲で対策を講じてまいりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 6 番、正垣耕平君、7 番、家根谷美智子君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 15 日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は１５日間に決しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第３ 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和４年６月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第１２１条の規定により、出席要求した９月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書につきましては、写しをお手元にお配りしておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日９月１日午後３時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また、質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和４年第３回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況についてです。

県内のコロナウイルス感染者数を見ますと、８月に入り約２，０００人の状況が続いております。田辺保健所管内でも約２００人から３００人の感染者が出ております。このため、田辺保健所の業務が逼迫し、管内市町の保健師職員が保健所業務の応援を行っております。上富田町も８月１５日から８月３１日までの１７日間、保健師を交代で派遣いたしました。感染拡大は公立保育所運営にも大きく影響しております。町の保育所では、感染を最小限にするためにクラス閉鎖及び登所の自粛をお願いしております。保育所職員も濃厚接触者などにより自宅待機となるなど、職員が不足状態となったために

時間延長により勤務してもらうなど体制をつくっております。感染拡大により職員も感染リスクが高い中、懸命に業務に当たっております。これに対し、ワクチン接種については、現在、60歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者などを対象に4回目接種を実施し、希望者のほぼ全ての方の接種を完了しております。

また、秋以降には、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種が実施される予定で、体制確保並びに準備を進めていくよう国から指示をされております。迅速に対応できるよう準備を進めていきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症が一日でも早く収束し、全てが通常に戻ることを願います。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告5件、議案として、令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定11件、令和3年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、条例の一部改正4件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算4件の計25議案を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号から議案第62号までの11件につきましては、令和3年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

また、議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。それぞれ監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第14号から報告第18号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

これは、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、この意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっております。

なお、令和3年度の決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内であります。

次に、議案第64号につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に基づき、その施行に当たって必要な事項を含め、育児休業の取得回数制限の緩和等に関し必要な措置を講ずるものであります。

議案第65号につきましては、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

国家公務員の取扱いに準じ、管理職が臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を新設するものであります。

議案第66号につきましては、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

本年10月から会計年度任用職員は、地方公務員共済組合または公立学校共済組合の組合員として短期給付・福祉事業が適用されることとなります。共済組合への掛金や組合の事業に係るものを給与から控除できることとするものであります。

議案第67号につきましては、上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例案であります。

引用する文化財保護法の条ずれを直すとともに、町文化財の対応において必要な改正を行うものであります。

次に、議案第68号につきましては、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第3号）であります。

今回、補正前の額から2億8,209万4,000円を減額し、予算総額を71億7,219万円と定めています。

補正予算の主な内容ですが、総務費の防災対策費で防災行政無線改修事業について、令和5年度の債務負担行為設定に伴い、工事請負費と戸別受信機購入費を合わせて4億3,244万円を減額しております。増額の主なものは、くちくまのコミュニティバスの実証実験、運行実施のために167万円、マイナンバー関係システムの改修費やマイナンバーカードの申請業務委託料、住民票や印鑑証明書の自動交付機購入費など2,372万7,000円であります。

商工費で5,593万8,000円の追加であります。主なものは、企業版ふるさと納税200万円を大人の社会塾事業補助金とします。

また、田中神社横の土地購入費161万円、かみとんだ地域元気商品券支給事業として1人3,000円を追加支給するための事業費5,125万円であります。

土木費で600万円の追加であります。通学路の改修工事費を措置するものであります。

教育費で4,343万6,000円の追加であります。主なものは、朝来小学校ののり面整備工事や特別教室の空調整備設置工事、生馬小学校の駐車場のフェンス設置工事などで1,994万円、上富田中学校の武道館の畳の入替え、特別教室の空調設備設置

工事費などで2, 208万円であります。

次に、議案第69号につきましては、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）であります。

今回、補正前の額に389万8, 000円を追加し、予算総額を19億8, 122万9, 000円と定めています。

補正予算の主な内容は、事業費の精算により、過年度分の保険給付費等の返還を措置するものであります。

議案第70号につきましては、令和4年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）であります。

今回、補正前の額に323万9, 000円を追加し、予算総額を16億3, 680万1, 000円と定めています。

補正予算の主な内容は、事業費の精算により、過年度分の介護給付費等の返還を措置するものであります。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

△日程第4 議案第52号～日程第20 報告第18号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第20 報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和3年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで17件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号から議案第63号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従いそれぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第５３号、令和３年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第５４号、令和３年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第５５号、令和３年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第５６号、令和３年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第５７号、令和３年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和３年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第５８号、令和３年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定につ

いて。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第59号、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第60号、令和3年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第61号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第62号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

参考資料をお願いいたします。令和３年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表でございます。

次に、議案第５３号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額１９億２，４０８万５，８２５円、歳出総額１９億２，３９９万８，８１２円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく８万７，０１３円です。

次に、議案第 55 号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の 287 万 325 円、歳入歳出差引額、実質収支額はゼロ円でございます。宅地取得資金貸付事業につきましては、令和 3 年度をもって廃止となっております。

次に、議案第５７号の奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の６１４万４，７９１円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともゼロ円でございますので、繰越しはございません。

次に、議案第５８号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の１億９，７１４万５６１円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともにゼロ円でございますので、繰越しはございません。

次に、議案第５９号の公共下水道事業につきましては、歳入総額２億１０９万１，１７８円、歳出総額１億９，４１５万１，６７５円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく６９３万９，５０３円です。

次に、議案第 60 号の介護保険につきましては、歳入総額 16 億 6,438 万 7,235 円、歳出総額 16 億 2,634 万 3,456 円、歳入歳出差引額、実質収支額及び

翌年度繰越額とも同じく3,804万3,779円です。

次に、議案第61号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額3億5,045万1,570円、歳出総額3億4,780万9,570円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく264万2,000円です。

次に、議案第62号の朝来財産区につきましては、歳入総額593万4,082円、歳出総額378万5,285円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく214万8,797円です。

次に、議案第63号の水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額5億5,264万5,247円、歳出総額3億8,791万461円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億6,473万4,786円でございます。

なお、当年度純利益は1億5,626万4,641円となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額7,678万649円、歳出総額2億222万834円、歳入歳出差引額及び実質収支額はマイナスの1億2,544万185円です。こちらにつきましては、減債積立金等で補填をさせていただきます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。私からは、報告第14号から報告第18号につきましてご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものです。

それでは、報告第14号をお願いいたします。

報告第14号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和3年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次のページからは、監査委員の審査意見書になります。

1ページをお願いいたします。

中段の表の①の実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額の比率になります。

す。３年度の決算においては、黒字で実質赤字額がありませんので、横棒表示としております。

なお、早期健全化基準は１５％となっております。

②連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計全てを合計しての実質赤字の比率になります。３年度決算におきましては、黒字で連結実質赤字額がありませんので、横棒表示としております。

なお、早期健全化基準は２０％となっております。

③の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率となっております。普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と上富田町が加入している一部事務組合の元利償還金のうち、本町が負担している部分を合計して計算した数値で判断いたします。実質公債費比率は、令和元年度から令和３年度までの３か年度の平均で計算いたします。その結果が１３．１％であり、令和２年度と比較して１．０ポイント改善しております。要因の一つとしましては、令和３年度での地方債の借入額が少なかったことなどが挙げられます。早期健全化基準は２５％ですので、財政は健全だと言えます。

続きまして、④将来負担比率です。こちらは、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率になります。上富田町の一般会計、特別会計、一部事務組合に加え、地方公社や第三セクターなども含めたものが対象となりますが、本町の場合、該当する地方公社や第三セクターはございません。３年度決算における将来負担比率は１５．２％となっており、令和２年度と比較して４４．３ポイントの改善となっております。

なお、早期健全化基準は３５０％ですので、財政は健全だと言えます。

以上のとおり、上富田町の令和３年度決算における健全化判断比率は、４つの指標とも早期健全化基準以下となっており、財政は健全だと言えます。

続きまして、報告第１５号から第１８号につきましては、公営企業会計の資金不足比率についての報告になります。特別会計ごとに赤字かどうかを判断するもので、対象となる公営企業は、宅地造成事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の４つでございます。

なお、経営健全化基準は全ての会計で２０％となっております。

それでは、報告第１５号をお願いいたします。

報告第１５号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和３年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和３年度

上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書になります。

宅地造成事業につきましては、実質収支額は８，９５４万３，０００円の資金不足、赤字となりますが、資金不足比率の計算上では、所有する土地の販売収入見込額を充当するといったルールがございます。土地収入見込額２億２，４３８万４，０００円を充当した結果、資金剰余額は１億３，４８４万１，０００円となるため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第１６号をお願いいたします。

報告第１６号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和３年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和３年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の意見書になります。

農業集落排水事業につきましては、令和３年度決算における歳入から歳出を差し引いた資金剰余金はゼロとなりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第１７号をお願いいたします。

報告第１７号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和３年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和３年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書になります。

公共下水道事業につきましては、令和３年度決算における歳入から歳出を差し引いた資金剰余金は６９４万円となりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第１８号をお願いいたします。

報告第１８号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和３年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和３年度

上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員の審査意見書になります。

水道事業につきましては、令和3年度決算における資金剰余金は9億958万9,000円となりますので、資金不足比率は横棒表示となっております。

以上、4つの公営企業会計における資金不足比率については、全て横棒表示となります。

私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いします。

5番、山本哲也君。

○5番（山本哲也）

それでは、私のほうから、お手元に配付されております参考資料に沿ってご説明いたします。

令和3年度の決算審査、財政健全化審査及び経営健全化審査を行いましたので、報告させていただきます。

まず、各会計の決算審査の報告をいたします。

8月2日から19日までの期間、各会計にわたり、中松代表監査委員とともに12会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、議案書に添付しております審査意見書に個別の意見を記載しておりますので、お目通し願います。

議案第52号、一般会計です。

さて、令和3年度の一般会計決算額については、歳入総額7億1,698万2,795円、歳出総額7億457万4,756円、歳入歳出差引額4億1,123万6,039円となっており、前年度より3億1,429万8,910円増額となっております。

なお、これには繰越明許費が8,060万1,000円含まれており、実質収支は令和2年度と比べ約2億5,000万円増の3億3,063万5,039円となっております。実質収支黒字額が大幅増となった主な要因としては、地方交付税の交付額が令和

2年度と比較して約3億4,000万円の増となったことや新型コロナウイルスの影響による税収の落ち込みが見られなかったことなどが挙げられ、数値的には改善した部分もございますが、引き続き行財政改革を継続されるよう求めるものです。

まず、歳入全般についてですが、自主財源について、令和2年度と比較して増加となっております。主な要因としては、寄付金の増額とともに、コロナ禍にもかかわらず町税が堅調に推移していることによるもので、歳入総額に占める自主財源の構成比率についても36.4%と増加しております。

今後においても、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。

歳出決算額を性質別に区分したものでは、消費的経費において、対前年度比19.7%減の48億4,929万8,000円となっております。物件費では、前年度比16.9%増の12億4,223万6,000円となっており、主な要因としては、まちづくり寄付金の増による取扱い手数料の増や、可燃ごみの焼却処分について田辺市に委託したことなどが挙げられます。補助費等では、前年度比48.0%減の15億4,707万8,000円となっており、令和2年度には特別定額給付金を実施されたことによるものでございます。

続いて、投資的経費につきましては、前年度比28.4%減の4億2,549万1,000円となっており、小・中学校のネットワーク環境整備事業や学校のトイレ改修事業の完了によるものでございます。

今後においても、長期的・計画的な投資計画の下、引き続き歳出における経費の抑制を図り、財政構造の弾力性を保持するよう要望いたしております。

4ページ、お願いします。

次に、町税についてです。

収入済額について増額となっており、全体の徴収率は98.1%と、前年度比1.7ポイント改善しています。主な要因として、令和2年度において、コロナ禍で徴収猶予措置が取られていたものが令和3年度における収入となったことによるものです。

今後も引き続き、積極的な徴収対策の実施、納税意識の高揚を図るなど、滞納の減少と整理に格段の努力をされるよう要望いたしております。

住宅使用料における徴収率は、前年度比0.4ポイント改善、保育料における徴収率は100%と改善が確認できました。

次のページです。

学校給食費については、徴収率99.7%、引き続き年度内納入の確保に努められるよう要望しております。

次に、一般会計の令和３年度末の町債残高は６０億５，８１４万３，５８７円で、令和２年度末に比べ約５億円の減となっています。令和３年度の町債の借入額は１億５，８５６万２，０００円で、臨時財政対策債と庁舎非常用発電設備更新事業債が主なものであります。年度末残高、現在高は減少しましたが、今後も行政需要はさらに多岐多様になるものと思われるので、より一層効率的な行財政運営に努められるよう要望いたしております。

次に、議案第５３号、特別会計国民健康保険事業です。

歳入総額は１９億２，４０８万５，８２５円、歳出総額は１９億２，３９９万８，８１２円となり、差引き８万７，０１３円の黒字となっています。国民健康保険税の徴収率に関しては、８５．９％と若干改善しておりますが、徴収率の向上に一層努められるよう要望いたしております。

次に、議案第５４号、特別会計宅地造成事業です。

令和３年度の赤字額は８，９５４万２，６５３円となり、赤字額が減少しているものの多額の赤字が恒常化しています。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、引き続き財政健全化に向け取り組まれるよう要望いたしております。

次に、議案第５５号、特別会計宅地取得資金貸付事業及び議案第５６号、特別会計住宅新築資金貸付事業です。

これら会計の未収金につきましては、年々回収困難物件の割合が高くなっていく中、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、回収不能物件審査会を開催し、回収可能物件との整理をし、より効率的・集中的な回収業務に努め、未収金の減額に努めていくよう要望いたしております。

議案第５７号、特別会計奨学事業から議案第５９号、特別会計公共下水道事業については、個別的意見はございません。

次に、議案第６０号、特別会計介護保険です。

徴収率につきましては９８．９％と、前年度より少し改善しております。引き続き徴収率の向上に努めていくよう要望いたしております。

次に、議案第６１号、特別会計後期高齢者医療です。

徴収率につきましては９９．７％となっております。引き続き徴収率の向上に努めていくよう要望いたしております。

議案第６２号、特別会計朝来財産区については、個別的意見はございません。

次に、議案第６３号、水道事業会計です。

令和３年度につきましては１億５，６２６万４，６４１円の純利益を計上いたしております。

今後とも、経費の節減に取り組むとともに、支出の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な水道の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。報告第14号から第18号でございます。

財政健全化審査における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項及び経営健全化審査における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

報告第14号、財政健全化審査では、実質公債費比率は13.1%、将来負担比率については15.2%と、令和2年度と比べ改善されており、また、早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借入れに関して十分留意されるよう要望いたしております。

報告第15号、特別会計宅地造成事業経営健全化審査では、実質収支額は8,954万3,000円の資金不足となるが、土地収入見込額2億2,438万4,000円を充当した結果、資金剰余額として1億3,484万1,000円が生じ、算定上の資金不足比率は横棒表示となることを確認いたしました。

報告第16号、特別会計農業集落排水事業から報告第18号、水道事業会計における経営健全化審査については、いずれも資金不足比率は横棒表示になっていることを確認いたしました。

結びに、今後も新型コロナウイルス感染症の影響並びに物価高など、地域経済への悪影響が懸念され、また、少子高齢化が進むことや公共施設の更新など、財政運営は引き続き厳しいものになることも予想されることから、今後もより一層効率的な行財政運営に努められ、本町の発展と町民福祉の向上に図られるよう要望しております。

以上で令和3年度の決算審査、財政健全化審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第52号、令和3年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第15 議案第63号、令和3年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの12件につきましては、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号から議案第63号につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

暫時休憩をいたしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時57分

○議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告をいたします。

委員長に11番、松井孝恵君、副委員長に2番、栗田八郎君が就任されました。委員長はじめ委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○議長（大石哲雄）

再開します。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第16 報告第14号から日程第20 報告第18号ま

での5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告をするものであります。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑につきましては、報告第14号から報告第18号までの5件を一括で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第14号から報告第18号の件については以上で終わります。

△日程第21 議案第64号～日程第28 議案第71号

○議長（大石哲雄）

続いて、日程第21 議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第28 議案第71号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件まで8件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

よろしくお願いします。私からは議案第64号から第66号までをご説明いたします。

議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限が緩和されることから、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置」との権衡を考慮し、所要の改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

以下、改め文が長大になりますから、改正の概略を5ページからの新旧対照表と12ページの参考資料に基づきまして説明をいたします。

12ページの参考資料のほうお願いいたします。

参考資料として改正案の要旨をまとめてございます。2番目の主な改正の内容といたしまして、3点ほど。（1）育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置、（2）非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、（3）非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化、この3点でございます。

新旧対照表に基づきまして、改正内容についてご説明をいたします。

まず、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

右の欄の真ん中辺り、（5）のところ下線がたくさん引いてあるところでございます。現行の第5号、育児休業計画書に育児休業の取得ということを書き込まなきゃいけなかった項目でございますが、この第5号を全面的に削除いたします。ここを削除しますので、6号、7号、8号まで順に上がってきます。そして、8号のほうが改正をされます。8号につきましては、2行目ですね、これまで非常勤職員が対象になっておりましたのが、左が新しいほうです。7号で、任期を定めて採用された職員と範囲が増えました。ただ、本町におきまして、現在のところ、任期を定めて採用される職員、これは通例大体2年とか3年という単位で雇われる職員ということでございます。会計年度任用職員は、1年とか半年という任期は定まっておりますけれども、法律用語といたしまして任期を定めて採用される職員といいますのは1年以上の、2年、3年といった方々のことでございまして、そういう方々も含めて、非常勤職員の方も含めて育児休業を取得できるということになったものでございます。これが1番の育児休業の取得回数の制限に関する緩和ということでございます。

次に、（2）非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和についてでございます。

新旧対照表は5ページになります。

5ページ、これも真ん中ぐらいの（3）のアの（ア）、右側では3行ほど空白に下線がなっているところでございます。それを左のような規定に変えるということになりま

す。育児休業制度そのものは、原則が1年でございますが、ある特別な理由がある場合については1年6か月、さらに2年まで延長することができるところでございます。その1年6か月に、子供さんでいうと1歳6か月に達する日まで育児休業が取れる規定ではあったのですが、そのときに取れる人、職員の側からいきますと、子が1歳6か月に達する日までに任期満了する、または任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない云々という規定がございましたのを、子が1歳6か月に達する日までから、子の出生後8週間以内に育児休業を取得の場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに任期満了する等のケースにおいて育児休業が取得できるようになった。言わば、その先の任期が短くなった職員の制限を短くすることによって、育児休業を取る職員の範囲を広くしたという改正になります。

続いて、（3）非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。

新旧対照表5ページの下第2条3号のイ、7ページにございます第2条の3、9ページにございます第2条の4といった条文でございます。

要するに、非常勤職員が、その子供が1歳以降に取得する育児休業につきまして、例えば夫婦交代で育児休業を取得するなどの緩和をすることをそれぞれ条文に落とし込んだ改正でございます。そのあたりがちょっと法律用語ややこしいのですけれども、そういった緩和をする規定の改正をいたします。

4ページに戻っていただきまして、施行期日でございます。

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

経過措置といたしまして、先ほど育児休業計画書という規定そのものは削除されたわけですが、現在、現に育児休業計画書に基づいて育児休業取得されている職員については、なお従前のおりに行うという経過措置を書き込んだものでございます。

続きまして、議案第65号でございます。議案第65号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

国家公務員の取扱いに準じ、管理職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を新設するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰下げ、第8号の次に次の1号を加える。

第9号、管理職員特別勤務手当。

第18条の2の次に次の1条を加える。

管理職員特別勤務手当。

第18条の3。

以下、その内容について条文を書いています。こちらも5ページの参考資料をご覧ください。

改正の内容につきまして要旨としてまとめております。2番の改正の内容でございます。

1つ目が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（町長が認めた場合に限る。）に管理職員特別勤務手当を支給する。勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2つ目といたしまして、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合（町長が認めた場合に限る。）に管理職員特別勤務手当を支給するもの。勤務1回につき、4,300円を超えない範囲内において規則で定める額を支給するものです。

2ページに戻っていただきまして、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

この管理職員特別勤務手当の支給条件に該当するケース、週休日に勤務した管理職がおります。この8月にありましたものですから、8月1日から遡って適用するという規定になってございます。

3ページには新旧対照表を参考資料としてつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第66号でございます。

議案第66号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

令和４年１０月１日から施行される地方公務員等共済組合法の適用拡大に伴い、会計年度任用職員の給与から共済組合への掛金等を控除する必要がある、所要の改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第２７条を第２８条とし、第２６条の次に次の１条を加える。

給与からの控除。

第２７条、法第２５条第２項の規定により、次の各号に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

（１）第１号、市町村共済組合又は公立学校共済組合への掛金及び貯金その他当該団体が実施する事業に係るもの。

（２）第２号、その他町長が必要と認めるもの。

附則。

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

次の２ページは新旧対照表、３ページ目は改正の要旨を参考資料としてそれぞれつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局長、三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

よろしくお願いします。

私からは、議案第６７号についてご説明申し上げます。

議案第６７号、上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例。

上富田町文化財保護条例の一部を別紙のように改正する。

令和４年９月１日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

文化財保護法の改正に伴う条番号の変更及び町文化財の対応において必要な改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町文化財保護条例の一部改正。

上富田町文化財保護条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料にてご説明させていただきます。

まず、3ページの参考資料をお開きください。

上富田町文化財保護条例の一部改正の要旨でございます。今回の改正要旨としましては3点ございます。

1つは、文化財保護法の改正を受けて条例における条番号の変更でございます。第98条第2項が第182条第2項に変更になったこととなります。

2点目は、町の文化財におきまして、上富田町文化財保護条例を基にして対応してございます。上富田町文化財審議会委員を定めておりますが、これまで慣例的に行われていました委員長、副委員長について、条文を明確化するものであります。

3点目は、この上富田町文化財保護審議会委員における報酬については、上富田町報酬及び費用弁償条例において、上富田町文化財保護条例が制定されたときより改正され、定められております。上富田町文化財保護条例において、委員の費用弁償の部分として定めております。この2つの条例として、委員の報酬と費用弁償を定められておりますが、今回の文化財保護条例の整備を行うものとしまして、報酬と費用弁償の条文を明確化するものであります。

2ページの参考資料、ちょっとお目通しをお願いします。

上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をつけております。本来あった上富田町文化財保護条例の第17条の次に委員長及び副委員長を定める条文を第18条として加えまして、それに伴い、本来あった第18条及び以下第20条までを条文が繰り下がることとなります。1ページ目の上富田町文化財保護条例の一部を改正する条例（案）に戻っていただきますと、今ご説明させていただいた改正内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第68号についてご説明申し上げます。

議案第68号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億8,209万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,219万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

11款地方交付税では、補正前の額に1億4,406万7,000円を追加し、21億6,406万7,000円と定めています。

15款国庫支出金では、補正前の額に7,754万6,000円を追加。

16款県支出金では、補正前の額に73万6,000円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に213万5,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に5,685万4,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に171万2,000円を追加。

22款町債では、補正前の額から5億6,514万4,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から2億8,209万4,000円を減額し、71億7,219万円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額に196万5,000円を追加し、8,635万6,000円と定めています。

2款総務費では、補正前の額から4億305万円を減額。

3款民生費では、補正前の額に82万円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に1,112万1,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に4万6,000円を追加。

6 款商工費では、補正前の額に 5, 5 9 3 万 8, 0 0 0 円を追加。

7 款土木費では、補正前の額に 6 0 0 万円を追加。

8 款消防費では、補正前の額に 1 6 3 万円を追加。

9 款教育費では、補正前の額に 4, 3 4 3 万 6, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

歳出合計では、補正前の額から 2 億 8, 2 0 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、7 1 億 7, 2 1 9 万円と定めています。

5 ページです。

「第 2 表 債務負担行為」です。

防災行政無線改修工事請負費で、期間は令和 5 年度まで。限度額を 7, 5 0 0 万円と定めています。

防災行政無線戸別受信機購入費で、期間は令和 5 年度まで。限度額を 2 億 1, 5 0 0 万円と定めています。

当該債務負担行為については、防災行政無線戸別受信機貸出しに係るもので、工事請負費では、防災行政無線の親局設備の改修及び簡易中継局設備の改修となりますが、電子部品や半導体などの部品不足の影響により工期が延びることから設定をし、あわせて戸別受信機購入費についても設定するものでございます。

なお、戸別受信機については、貸出し希望調査を 6 月に実施しておりますが、調査結果では 9 2 3 台と想定より少ない申込みであったことから、1 0 月には再調査を予定しております。台数につきましては、調査結果及び近隣市町の実績等を考慮し、2, 5 0 0 台分へと減額をした上で設定しております。

次のページをお願いいたします。

「第 3 表 地方債補正」。

変更で、1、防災行政無線改修事業では、補正前の限度額から 4 億 3, 2 0 0 万円を減額し、1, 9 0 0 万円、4、臨時財政対策債では、補正前の限度額から 1 億 3, 3 1 4 万 4, 0 0 0 円を減額し、6, 6 8 5 万 6, 0 0 0 円とそれぞれ定めております。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前のものと変更ありませんので、お目通しをお願いいたします。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから 9 ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、資料 1 6 ページをお願いいたします。

3、歳出。

1 款議会費、1 項議会費では、補正前の額に 1 9 6 万 5, 0 0 0 円を追加。こちらは、期末手当の追加支給分を措置しております。

2 款総務費、1 項総務管理費では、補正前の額から 4 億 2, 6 7 7 万 7, 0 0 0 円を減額。主なものとしまして、2 目、防災対策費では、需用費、また、上の役務費につきましては、戸別受信機の再希望調査に係る印刷物、また、郵送代を追加しております。

また、1 4 節工事請負費及び 1 7 節備品購入費につきましては、第 2 表で説明しました債務負担行為の設定に伴い令和 4 年度分を減額するもので、工事請負費で 1 億 1 4 5 万円を減額し、令和 4 年分としましては 1, 9 0 0 万円としてございます。

また、備品購入費につきましては、3 億 3, 0 9 9 万円を全額減額措置としております。

4 目庁舎管理費では、1 2 節委託料としてのリモート会議用機器設置委託料につきましては、設置のために必要な撤去作業などにつきまして、職員で対応することができたため、1 7 節備品購入費へと節区分を変更するものでございます。

1 4 節工事請負費における電話設備取替工事請負費につきましても、精査の結果、実質備品の取替えが主となるため、1 7 節備品購入費へと節区分を変更するものでございます。

1 7 節備品購入費、封緘機は、封筒ののりづけから閉じるまでの作業を行う機器で、事務の効率を図るものとして 6 0 万円を措置。

5 目財務管理費、1 2 節委託料では、整毛共同作業場倉庫の解体を予定していましたが、令和 4 年 4 月 1 日よりアスベストに係る報告が義務づけられていることが確認されましたので、アスベスト対応を確実に実施するため設計監理業務を委託するもので、1 0 0 万円を措置しております。

9 目地域交通対策費では、くちくまのコミュニティバスのデマンド型への移行のための実証実験に伴う経費で、印刷製本費ではチラシ代として 1 2 万 6, 0 0 0 円、運行経費補助金として 1 5 4 万 4, 0 0 0 円を措置。

1 0 目企画費では、企業版ふるさと納税分を積み立てるもので 2 0 0 万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

3 項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に 2, 3 7 2 万 7, 0 0 0 円を追加。主なものとしまして、1 2 節委託料では、マイナンバーに係るシステム改修として 9 6 2 万 1, 0 0 0 円を措置。マイナンバー事務委託料については、マイナンバーカードの申請受付からカード交付までの事務委託料として 4 0 0 万円を措置しております。

17節備品購入費では、住民票等の証明書の自動交付機1台分として1,000万円を措置しております。

3款民生費、1項社会福祉費は、こちらは増減はなしでございます。男女共同参画推進費に係る財源の構成のみとなります。

3項児童福祉費では、補正前の額に76万6,000円を追加。主なものとしましては、12節委託料において、なのはな保育所の遊具の間隔調整及び修繕費用として70万円を措置しております。

4項保険年金費では、補正前の額に5万4,000円を追加。過年度実績による精算に伴う返還金を措置しております。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費では、補正前の額に88万7,000円を追加。主なものとしましては、2目予防費において、新型コロナワクチン接種5回目に向けたシステム改修費用として70万4,000円を措置しております。

また、1目保健衛生総務費の需用費では、保健センター2階の空調設備の修繕として16万9,000円を計上しております。

次いで2項清掃費では、補正前の額に1,023万4,000円を追加。主なものとしまして、1目清掃総務費では、汗川地区の水路改修工事費として600万円を措置。

2目塵芥処理費では、10節需用費では、方鹿バックヤードの油圧ショベルの修繕費として150万円。

また、17節備品購入費では、小学校に設置する拠点回収用のリサイクルステーション5校分として273万4,000円を措置しております。

5款農林水産業費、1項農業費では、補正前の額に4万6,000円を追加。こちらは、過年度実績による精算に伴う返還金を措置しております。

次のページをお願いいたします。

2項林業費、こちらにつきましては増減はなしとなっております。森林環境譲与税活用基金として積立てを予定していたものを取りやめ、新たに紀州材活用住宅支援事業補助金として措置するものでございます。

6款商工費、1項商工費では、補正前の額に5,593万8,000円を追加。主なものとしまして、1目商工業振興費では、大人の社会塾人材育成事業費補助金として、熱中小学校へ200万円を措置しております。

2目観光振興費では、12節委託料で、スポーツ観光促進事業委託料として100万円。

16節公有財産購入費では、公園を整備するため、岡地区田中神社横の土地購入費用

として161万円を措置。

4目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、1人3,000円の商品券を追加支給するための費用、通信運搬費370万円と負担金4,710万円を措置しております。

7款土木費、2項道路橋梁費では、補正前の額に600万円を追加。こちらは通学路の安全対策としての区画線整備や舗装の修繕などとして工事請負費600万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費では、補正前の額に163万円を追加。消防団員安全装備品整備事業助成金を活用しまして、消防団員の手袋や長靴などの購入費を措置してございます。

9款教育費、2項小学校費では、補正前の額に2,009万円を追加。需用費、修繕料につきましては、岩田小学校の音楽室、保健室の空調設備の修繕として120万円を措置。

また、14節工事請負費では、生馬小学校のフェンス設置工事として150万円、朝来小学校図工室の空調設備の設置工事として324万円、朝来小学校の敷地内ののり面整備工事として1,200万円をそれぞれ措置しております。こちらののり面につきましては、ちょうど大和マンション様の前のグラウンドののり面の施工でございまして、竹や樹木による視界不良や土砂の崩落の防止を目的として実施するものでございます。

17節備品購入費では、朝来小学校における体育用備品格納庫として200万円を措置してございます。

3項中学校費では、補正前の額に2,211万円を追加。主なものとしましては、12節委託料では、教室の空調設備設計監理委託料230万円、14節工事請負費では、学校空調設備設置工事請負費で1,676万円をそれぞれ措置しております。こちらは、新規で調理室、また、技術科室2か所の3室、また、改修ではCAI教室や通級教室の空調設備を整備するものでございます。

17節備品購入費では、武道館の畳の老朽化により段差、隙間等が生じているため、けがの防止に向けて畳を入れ替える費用として270万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費では、補正前の額に101万円を追加。主なものとしましては、5目青少年健全育成費で上富田町青少年育成町民会議への補助金100万円を措置しています。

6項保健体育費では、補正前の額に22万6,000円を追加。

2目公園管理費では、芝刈り機の修繕費用として22万6,000円を措置しております。

それでは、歳入の説明をいたしますので、10ページのほうお願いいたします。

10ページ、2、歳入です。

11款地方交付税、1項地方交付税では、補正前の額に1億4,406万7,000円を追加。こちらは交付決定に伴う追加となっております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金では、補正前の額に7,754万6,000円を追加。マイナンバー制度関連事業への補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置しております。こちらにつきましては、住民票等の自動交付機購入や小・中学校の空調設備に係る費用、また、3,000円の商品券支給事業の財源としております。

16款県支出金、2項県補助金では、補正前の額に73万6,000円を追加。こちらは、くちくまのコミュニティバスの実証実験経費の補助金を措置しております。

18款寄付金、1項寄付金では、補正前の額に213万5,000円を追加。200万円につきましては、企業版ふるさと納税、また、チャリティー収益寄付金13万5,000円につきましては、朝日ゴルフで開催されたシニアゴルフ大会からの寄付金となっております。

次のページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に5,085万4,000円を追加。さわやか上富田まちづくり基金繰入金では、企業版ふるさと納税を財源とする事業への繰入れを、財政調整基金繰入金では、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

3項財産区繰入金では、補正前の額に600万円を追加。こちらにつきましては、朝来小学校ののり面整備工事に対し、朝来財産区より繰入れをいただいたものでございます。

21款諸収入、3項雑入では、補正前の額に171万2,000円を追加。主なものとしましては、消防団員の安全装備品整備等助成金として58万6,000円、また、ライフスポーツ財団からの補助金、子ども活動支援補助金として100万円などがございます。

次のページをお願いいたします。

22款町債、1項町債では、補正前の額から5億6,514万4,000円を減額。

1目総務債では、防災行政無線戸別受信機に係る財源の減額でございます。

また、4目臨時財政対策債は、こちらにつきましては地方交付税の不足分を賄う借金

ですが、実質交付税と言えるものでございます。地方交付税の交付決定による増額に伴いまして1億3,314万4,000円を減額措置しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第69号について説明させていただきます。

議案第69号、令和4年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,122万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

7款諸収入では、補正前の額に389万8,000円を追加し、1,189万8,000円と定めています。

歳入合計としまして、補正前の額に389万8,000円追加し、19億8,122万9,000円と定めています。

歳出です。

8款諸支出金では、補正前の額に389万8,000円追加し、589万8,000円と定めています。

歳出合計としまして、補正前の額に389万8,000円追加し、19億8,122万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

7 款諸収入、2 項雑入、3 目診療報酬等返還金につきまして、今回新たに 3 8 9 万 8, 0 0 0 円を追加。過年度分診療報酬等返還金を措置してございます。国保連合会からの過年度分診療報酬の精算による返還金となります。

8 ページ、9 ページお願いいたします。

3、歳出です。

8 款諸支出金、2 項返還金、1 目返還金につきまして、今回新たに 3 8 9 万 8, 0 0 0 円追加。過年度分保険給付費等交付金返還金を措置してございます。歳入にて計上しております過年度分診療報酬返還に伴う県への交付金返還金となります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

長寿課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 7 0 号についてご説明いたします。

議案第 7 0 号、令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 2 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 3, 6 8 0 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

7 款繰入金では、補正前の額に 3 2 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、2 億 7, 2 5 0 万 2, 0 0 0 円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に 3 2 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、1 6 億 3, 6 8 0 万 1, 0 0 0 円と定めています。

歳出です。

5 款諸支出金では、補正前の額に 3 2 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、3 7 3 万 9, 0 0

0円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に323万9,000円を追加し、16億3,680万1,000円と定めています。

3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しくださいますようお願いいたします。

6ページお願いします。

2、歳入です。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金で323万9,000円を追加措置しています。

8ページお願いします。

3、歳出です。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では323万9,000円の追加。過年度分介護給付費交付金、支払い基金返還金、過年度分地域支援事業交付金、支払い基金返還金をそれぞれ措置しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計課長、十河君。

○会計課長（十河貴子）

それでは、議案第71号につきましてご説明申し上げます。

議案第71号、令和4年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,115万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款繰越金、補正前の額に213万8,000円を追加し、214万8,000円と定めてございます。

3 款繰入金、補正前の額に 3 8 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、4 5 9 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

歳入合計としまして、補正前の額に 6 0 0 万円を追加し、1, 1 1 5 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

2 款総務費、補正前の額に 6 0 0 万円を追加し、9 2 6 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出合計としまして、補正前の額に 6 0 0 万円を追加し、1, 1 1 5 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページから 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますがお目通しのほどお願い申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金 2 1 3 万 8, 0 0 0 円でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節基金繰入金が 3 8 6 万 2, 0 0 0 円でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2 款総務費、1 款総務管理費、1 目一般管理費、2 7 節繰出金 6 0 0 万円を措置しております。これは朝来小学校ののり面整備工事に係る経費の一部として町に繰り出すものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、9月9日午前9時00分となっておりますので、ご参集お願いします。

ありがとうございました。

延会 午前10時59分